

寄附金取扱規程

制 定 平成28年 9月 1日

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人木原記念横浜生命科学振興財団(以下「財団」という。)が受け入れる寄附金の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(寄附金の種類)

第2条 財団が受け入れる寄附金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 一般寄附金 寄附者が使途を特定せずに寄附した寄附金
- (2) 特定寄附金 寄附者により使途が予め特定された寄附金
 - 2 この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

(寄附金の使途)

第3条 一般寄附金は、財団の基本財産に組み入れる等、財団の指定した使途に使用するものとする。

- 2 特定寄附金は、寄附者の指定した使途に使用するものとする。

(受け入れの制限)

第4条 財団の業務遂行上支障があると認められるとき及びこの財団が受け入れるには不相当と認められるときには、当該寄附金を受け入れることができない。

(寄附手続き)

第5条 寄附の申込みは、寄附申込書(別記第1号様式)により受け付けるものとする。

- 2 この財団は、前項により寄附金の申込みを受理したときは、第4条に該当しないことを確認し、寄附金の受け入れを行う。
- 3 寄附金の受け入れが決定したときは、寄附者に対しその旨を通知する。

(受領書等の送付)

第6条 寄附金を受領したときは、遅滞なく寄附金受領書(別記第2号様式)等を寄附者に送付するものとする。

- 2 前項の寄附金受領書には、財団の基本財産又は事業に関連する寄附金である旨、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。

(寄附金に係る結果の報告)

第7条 財団は、毎事業年度終了後3か月以内に寄附金総額、使途、その他必要な事項を記載した報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、報告書の交付は、ホームページ上の公開に代えることができる。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は理事長が別に定める。

(制改定)

第9条 この規程の制改定は、常務理事が行うものとする。

附 則

1 この規程は平成28年9月1日から施行する。